



cutting through complexity

「2014年1月の会議で、分類及び測定並びに減損フェーズの重要な事項の解決が図られた。KPMGは、今後最終基準書の公表に向けたドラフト作業が開始され、適用日が決定されることを期待する。」

KPMGグローバル
IFRS金融商品リーダー
Chris Spall



金融商品プロジェクトの動向

本ニュースレターは、2014年1月における金融商品 (IAS第39号の差替え) プロジェクトに関するIASBの審議の概要を解説しています。

概要

分類及び測定

- IASBは、金融資産の分類及び測定と保険契約負債の会計処理との相互関係について審議した。
- IASBはまた、以下の事項について暫定合意に達した。
 - 表示及び開示
 - IFRS第9号「金融商品」の早期適用
 - その他の移行に関する論点

減損

- IASBは、以下の事項について暫定合意に達した。
 - 表示及び開示
 - IFRS初度適用企業の移行措置

マクロ・ヘッジ会計のディスカッション・ペーパーは、引き続き2014年第1四半期に公表される予定である。

ボード会議の重要な決定

これまでの経緯

2008年11月以来、IASBは、金融商品会計基準（IAS第39号「金融商品：認識及び測定」）を改善し、簡素化した基準書に差し替える作業を行っている。IASBは、IAS第39号の差替えプロジェクトを、以下の3つのフェーズに分割した。

- フェーズ1：金融資産及び金融負債の分類及び測定
- フェーズ2：減損
- フェーズ3：ヘッジ会計

2008年12月、FASBは、同様のプロジェクトをアジェンダに追加した。ただし、FASBは、IASBと同じようなフェーズに分けたアプローチを採用しなかった。2013年12月、FASBは、金融商品の分類及び測定並びに減損について、IASBと同じ会計モデルの検討を続行しないことを暫定的に決定した。

分類及び測定

IASBは、金融資産及び金融負債の分類及び測定に関する規定を含むIFRS第9号「金融商品」（2009年版）及びIFRS第9号（2010年版）を公表した。さらに2012年11月、IASBは、IFRS第9号の分類及び測定に関する規定の限定的な改訂に関する公開草案（分類及び測定に関する公開草案）を公表した。

2013年2月、FASBは改訂公開草案（会計基準更新書（Accounting Standards Update, ASU）案「金融商品—全般（Subtopic 825-10）：金融資産及び金融負債の認識及び測定」（ASU案）を公表した。2013年12月、FASBは金融資産の契約上のキャッシュフローの特性を評価する元本及び利息の支払いのみ（SPPI）のモデルの検討を続行せず、現行のU.S. GAAPのガイダンスを引き継ぐことを決定した。金融資産及び金融負債の分類及び測定に関する提案について、両ボードは単独及び共同で再審議を継続中である。IASBは、2014年第2四半期中に最終基準書を公表する予定である。

減損

IASB及びFASB（両ボード）は、現行のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の発生損失モデルを差し替える、予想信用損失に基づく金融資産の減損に関するモデルに共同で取り組んできた。2012年7月の合同会議において、FASBは共同で進めてきたプロジェクトの方向性について懸念を表明し、2012年12月に独自の減損モデルである現在予想信用損失（CECL）モデルの公開草案を公表した。その一方、IASBは単独で3バケット・モデルの開発を継続し、2013年3月に新たな公開草案（減損に関する公開草案）を公表した。2013年12月、FASBはCECLモデルを引き続き改善していくことを決定した。減損に関する提案について、両ボードは単独及び共同で再審議を継続中である。IASBは、2014年第2四半期中に最終基準書を公表する予定である。

ヘッジ会計

2013年11月、IASBは、IFRS第9号（2013年版）の一部として、新たな一般的なヘッジに関する基準書を公表した。また、マクロ・ヘッジに関するディスカッション・ペーパーの2014年第1四半期の公表に向けた取組みを行っている。

2014年1月のボード会議の内容

2014年1月の会議において、IASBは、引き続きIFRS第9号の分類及び測定並びに減損フェーズについて再審議を行った。

IASBは、金融資産の分類及び測定モデルと保険契約負債の会計処理との相互関係について審議した。また、分類及び測定に関する公開草案で提案された表示及び開示規定、初度適用企業による比較情報の表示、IFRS第9号の早期適用、並びにその他の移行に関する論点について暫定合意に達した。

減損プロジェクトにおいて、IASBは、表示及び開示規定並びにIFRSの初度適用企業のための移行措置について審議を行った。

目次

2014年1月会議の主な暫定合意	3
分類及び測定	4
減損	10
付録A	20
付録B	27
プロジェクト完了までのマイルストーン及びスケジュール	35
KPMGコンタクト	36

2014年1月会議の主な暫定合意

【分類及び測定】

IASBは、審議において再確認した分類及び測定の公開草案における提案は、金融資産の分類及び測定モデルとIASBの保険契約プロジェクトとの相互関係を改善することになると結論付けた。分類及び測定フェーズにおいてIASBが決定した事項は、保険契約プロジェクトを最終化する際のツールキットとして利用できるであろう。

IASBはまた、以下の事項について暫定合意に達した。

- IAS第1号「財務諸表の表示」及びIFRS第7号「金融商品：開示」における表示及び開示規定の適用範囲を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分（FVOCI測定区分）への分類変更及びFVOCI測定区分からの分類変更に拡大する。
- 資産の契約上のキャッシュフローの特性の評価に伴う判断を、財務諸表に認識される金額に重要な影響を与える判断の例としてIAS第1号に追加する。
- 初度適用企業にIFRS第9号への移行のための十分な準備期間を与える。
- 企業は最終版のIFRS第9号を早期適用することができる。ただし、企業のIFRS第9号の適用開始日がIFRS第9号の最終版の公表日から6ヶ月以後である場合には、過去に公表されたIFRS第9号を早期適用することができない。
- 移行日において経済的関係の変更を評価することが実務上不可能である場合には、経済的関係の変更についての要求事項を考慮せずに契約上のキャッシュフローの特性を評価する。
- 移行日において期限前償還特性の重要性を評価することが実務上不可能である場合には、特定の期限前償還特性の例外を考慮せずに契約上のキャッシュフローを評価する。
- 企業は、移行時において、過去の会計上のミスマッチがもはや存在しない、または新たな会計上のミスマッチが生じている場合にのみ、公正価値オプションの指定を再検討する。

【減損】

予想信用損失の表示及び開示について、IASBは以下の事項を暫定的に決定した。

- 減損に関する公開草案並びに分類及び測定に関する公開草案の表示規定を確認する。
- 開示の目的を強化する。
- 定性的開示規定の一部を変更する。
- グロスの帳簿価額の調整表に関する開示規定を簡素化する。
- 条件変更に関する定量的開示の実用性を改善する。
- 担保の公正価値は開示する必要がないことを明確化する。
- 直接減額した金融資産の開示における「名目金額」の意味を明確にする。
- 信用リスク格付けの開示をリスク管理の実務により近づける。
- 損失引当金に対する重要な影響の開示を定性的開示に組み込む。
- 個別に評価した金融資産の金額を開示するという規定を削除する。
- 簡便化アプローチを用いて会計処理している売掛債権及びリース債権の開示規定の軽減について確認する。

IASBはまた、減損に関する公開草案における移行措置の適用範囲をIFRSの初度適用企業に拡大することで暫定合意した。

IASBは、審議において再確認した分類及び測定の公開草案における提案によって相互関係が改善することに言及した。分類及び測定フェーズにおいてIASBが決定した事項は、保険契約プロジェクトを最終化する際のツールキットとして利用できるであろう

スタッフは、さらなる変更は、分類及び測定に関する原則を根本的に再検討することを必要とすると述べた。また、財務諸表利用者は、会計規定の選択の幅が広がり過ぎることに一貫して反対していると述べた

【保険契約負債の会計処理との相互関係】

問題の所在

分類及び測定の公開草案に第3の強制的な測定区分(FVOCI)を含めた目的のひとつは、金融資産の分類及び測定モデルとIASBの保険契約プロジェクトとの相互関係を考慮するためであった。

保険会社及び財務諸表利用者を含め、この領域についてフィードバックを提供した大部分の公開草案への回答者は、金融資産のFVOCI測定区分を追加する提案を歓迎した。これらの回答者は、FVOCI測定区分は保険会社の金融資産の会計処理に重要な要素であり、保険会社の業績に関してより関連する有用な情報を提供することになると述べた。これらの回答者は、「回収または売却のために保有する」事業モデルは保険契約を引き受ける多くの企業に関連すると述べた。

しかし、多くの回答者(特に、保険契約を発行する財務諸表作成者)は、会計上のミスマッチをさらに減少させる、または保険契約負債及び金融資産の会計処理に関して保険会社にさらなる柔軟性を与えるようIASBに要求した。具体的には、これらの回答者は以下のコメントおよび提案を行った。

- 金融資産及び保険契約負債の会計処理は、保険事業の中核をなす資産負債の管理をもっと反映すべきである。
- FVOCI測定区分を、元本及び利息の支払いのみであるキャッシュフローを有する金融資産に限定すべきではない。例えば、一部の回答者は、FVOCI測定区分を他の種類の金融資産(例えば、持分証券、デリバティブ、複合金融資産、あるいは不動産のような特定の非金融資産)にも利用可能とすべきであると述べた。
- 金融資産のFVOCI測定区分はオプションとすべきである。
- 保険会社が、もっと多くの項目について純損益を通じて公正価値で測定(FVTPL)できるようにすべきである。これに関しては、金融資産に対する無制限の公正価値オプションを認める提案や保険契約負債をFVTPL処理する提案が含まれていた。

IASBスタッフの提案

スタッフは、IASBの目的は、金融資産の分類及び測定と保険契約負債の2つの会計モデルを完全に整合させることなく、その相互関係を改善することであると述べた。

しかしスタッフは、2つのモデルをさらに整合させることに関する回答者からの要請や提案の一部は、IFRS第9号の金融資産の分類及び測定に関する原則の根本的な再検討を必要とすると述べた。

例えば、FVOCI測定区分の拡大(またはFVOCIで資産を測定するオプションの提供)は、IFRS第9号の主たるベネフィットのひとつ(金融資産の分類は財務諸表利用者の理解を高めるような明確な判断基準を基礎としていること)を著しく損なうであろう。

同様にスタッフは、金融資産に対する公正価値オプションの利用の拡大は、IFRS第9号の測定の基礎となる事業モデルの評価を著しく損なうため、適切で望ましいものであるとは考えなかった。スタッフは、財務諸表利用者が会計規定の選択の幅が広がり過ぎることに一貫して反対し、整合性及び比較可能性を支持していることに言及した。

スタッフは、この点に関して、さらなる変更の提案を行わなかった。

大部分の回答者は、FVOCI測定区分を歓迎したが、会計上のミスマッチをさらに減少させることを要求した

IASBの結論

IASBは、審議において再確認された分類及び測定の開示草案の提案によって、金融資産の分類及び測定と保険契約負債の会計処理の相互関係は改善することになると結論付けた。また、これまでIASBが暫定合意した事項は、保険契約負債の会計モデルを最終化する際のツールキットとして利用できるであろう。IASBは、保険契約プロジェクトの再審議の過程で、保険契約負債の会計モデルに対するフィードバックを検討し、金融資産の分類及び測定との相互関係を反映させるために保険契約負債の会計モデルを修正すべきか否かに関しても検討すると述べた。

KPMGの見解

IASB及びFASBは2013年の保険契約の開示草案に関する再審議を開始した。スタッフは、1月の合同会議において、割引率の変動による影響をその他の包括利益に表示する提案に対する市場関係者のフィードバックを提示した。

保険契約の開示草案に対する大多数の回答者は、割引率変動の影響をその他の包括利益に表示することをオプションとすべきであると考え、ほぼすべての回答者は会計上のミスマッチが発生する可能性があることについて懸念を表明した。そして、数多くの代替案が提示された。

保険契約に関する議論の詳細は、「保険ニューズレター」を参照。

【表示及び開示 – FVOCIへの分類変更及びFVOCIからの分類変更】

問題の所在

IFRS第7号は、企業が現行の2つの測定区分（償却原価及びFVTPL）の間で金融資産を分類変更する際に適用する開示規定を設けている。

分類及び測定の開示草案は、現行のIAS第1号及びIFRS第7号の表示及び開示規定の適用範囲を、新たに導入されたFVOCI測定区分への分類変更及びFVOCI測定区分からの分類変更にまで拡大することを提案している。以下の表は、関連する提案の要約である。

	現行規定	分類及び測定の公開草案における提案
IFRS第7号第12B項	分類変更に関する一般的な情報	FVOCIへの分類変更及びFVOCIからの分類変更に拡大
IFRS第7号第12C項	FVTPLから償却原価へ分類変更された資産の実効金利に関する情報	FVTPLからFVOCIへの分類変更に拡大
IFRS第7号第12D項	企業が、金融資産を前事業年度から償却原価で測定するように分類変更した場合の、限定された期間の公正価値情報	以下に拡大 • FVTPLからFVOCIへの分類変更 • FVOCIから償却原価への分類変更
IAS第1号第82項 (ca)	分類変更日時点の純損益に認識された金額の区分表示	FVOCIからFVTPLへの分類変更に拡大

IAS第1号及びIFRS第7号の表示及び開示規定の適用範囲が、FVOCI測定区分への分類変更及びFVOCI測定区分からの分類変更に拡大される

資産の契約上のキャッシュフローの特性の評価に伴う判断が、財務諸表に認識される金額に重要な影響を与える判断の例としてIAS第1号に追加される

初度適用企業にはIFRS第9号への移行のための十分な準備期間が与えられる

IASBスタッフの提案

2013年11月、IASBは、強制的な測定区分であるFVOCIをIFRS第9号に導入する分類及び測定の開示草案の提案を確認する暫定合意をした際に、企業が金融資産を管理する事業モデルを変更した場合に影響を受けるすべての金融資産を、IFRS第9号及び分類及び測定の開示草案において規定された再分類の方法に従って再分類することを暫定的に決定した。

したがって、スタッフは上表で示された表示及び開示に関する提案を確認することをIASBに提案した。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

【表示及び開示 - その他の開示規定】

問題の所在

IAS第1号は、会計方針適用における経営者の判断のうち、財務諸表に認識される金額に最も重要な影響を与えるものを開示することを企業に要求している。

分類及び測定の開示草案は、資産の契約上のキャッシュフローの特性の評価に伴う判断を、このような判断の例としてIAS第1号に追加するよう提案している。

この論点についてコメントを提出した回答者は、この提案によって透明性が強化され、利用者による財務諸表の理解に役立つことに言及し、公開草案の提案に同意した。

IASBスタッフの提案

スタッフは、分類及び測定の開示草案の提案を確認することをIASBに提案した。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

【初度適用企業の比較情報及び関連する開示】

問題の所在

分類及び測定の開示草案は、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂を提案していないが、特に以下のことを確認するために、初度適用企業のIFRS第9号への移行に関するコメントを求めている。

- IFRS第9号を適用するための十分な準備期間を与えること
- 既存のIFRS適用企業と比較して不利にならないようにすること

IFRS第9号及びIFRS第1号では以下のように取り扱われている。

- 既存のIFRS適用企業は、IFRS第9号への移行に際して比較情報の修正再表示は求められていないが、IFRS第7号においてIAS第39号からIFRS第9号への移行に関する開示が求められている。
- 初度適用企業は、初度適用企業のIFRSへの移行に関するIFRS第1号の一般的な開示規定を適用することに加えて、比較情報の修正再表示が求められている。

企業は最終版のIFRS第9号を早期適用することができる。ただし、企業のIFRS第9号の適用開始日がIFRS第9号の最終版の公表日から6ヶ月以後である場合には、過去に公表されたIFRS第9号の早期適用はできない

IASBスタッフの提案

スタッフは、初度適用企業について、以下のように取り扱うべきであると提案した。

- 最初のIFRS報告期間の開始時点がIFRS第9号の強制適用日から1年を経過した日より早い場合、比較情報の表示を要求しない。
- 比較財務情報がIFRS第9号に準拠しない場合には、追加的な開示を要求する。
- 過去に公表されたIFRS第9号の早期適用を選択した場合には、過去公表のIFRS第9号に準拠した比較情報の表示を要求する。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

KPMGの見解

初度適用企業に十分な準備期間を許容するか否かの論点は、大部分の市場関係者にとって優先順位は高くないようである。IASBはこの論点に関して限定されたフィードバックしか受け取っておらず、コメントの多くは初度適用企業特有の考慮事項は認識していないというものであった。

しかし、少数の回答者から、既存のIFRS適用企業が免除されるのと同様の理由で、初度適用企業についてもIFRS第9号に準拠した比較情報の表示を免除し、IFRS第9号への移行のための十分な準備期間を与え、既存のIFRS適用企業と比較して不利とならないようにして欲しいという具体的な要望があった。

【IFRS第9号の早期適用】

問題の所在

現在、初度適用企業及び既存のIFRS適用企業は、公表されているIFRS第9号（つまり、2009年版、2010年版または2013年版）のいずれについても早期適用を選択することができる。

分類及び測定の開示草案は、以下のことを提案している。

- 最終版のIFRS第9号の早期適用を認めること
- 適用開始日が最終版のIFRS第9号の公表日から6ヶ月以後である場合、過去に公表されたIFRS第9号の早期適用を認めないこと

準備期間を6ヶ月としている理由は、IFRS第9号の最終版が公表された時点でIFRS第9号の適用準備をしている企業のコストと混乱を最小限にするためである。

IASBスタッフの提案

この提案についてコメントを提出したほぼ全員が公開草案の提案に同意した。多くの回答者は、現在認められている段階的な早期適用と比較して、比較可能性が向上するであろうと述べた。

ほぼ全員の回答者が、分類及び測定の開示草案で提案されている6ヶ月の準備期間は適切であると同意した。

これによりスタッフは、分類及び測定の開示草案の提案を再確認するようIASBに提案した。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

移行日において、経済的関係の変更を評価することが実務上不可能である場合には、経済的関係の変更についての要求事項を考慮せずに、当該金融資産の契約上のキャッシュフローの特性を評価する

【その他の移行に関する論点 - 経済的関係の変更】

問題の所在

分類及び測定の開示草案は、元本と貨幣の時間価値及び信用リスクの対価との間に経済的関係の変更がある金融資産は、変更によるキャッシュフローとベンチマーク・キャッシュフローとの相違が「重要でないとはいえない(not more than insignificant)」場合には、IFRS第9号の元本及び利息の支払いのみという要件を満たさないことを明確化している。

分類及び測定の開示草案は、企業が、IFRS第9号への移行日において、金融資産の当初認識時に存在した事実及び状況に基づき経済的関係の変更を評価することが実務上不可能¹である場合には、経済的関係の変更についての要求事項を考慮せずに、当該金融資産の契約上のキャッシュフローの特性を評価することを提案している。

2013年9月、IASBは、金利に含まれる貨幣の時間価値要素が変化しても、契約上のキャッシュフローとベンチマーク金融商品のキャッシュフローとの間に重要な差異がない(not significant)場合には、その金融資産は元本及び利息の支払いのみという要件を満たすことで暫定合意した。

IASBスタッフの提案

スタッフの見解では、IASBの「重要でないとはいえない(not more than insignificant)」という基準を「重要でない(not significant)」という基準に置き換える暫定合意は、分類及び測定の開示草案で提案された関連する移行及び開示規定の根拠に影響を与えない。

そのためスタッフは、経済的関係の変更に関する移行及び開示に関する提案を再確認するようIASBに提案した。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

IFRS第9号への移行日において、期限前償還特性の重要性を評価することが実務上不可能である場合には、特定の期限前償還特性の例外を考慮せずに契約上のキャッシュフローの評価を行わなければならない

【その他の移行に関する論点 - 大幅なプレミアムまたはディスカウントによって取得または組成された金融資産】

問題の所在

IFRS第9号においては、元本及び利息の支払いのみとはならない契約上のキャッシュフローを生じさせる可能性のある期限前償還特性(真正でないものを除く)を有する金融資産は、FVTPLに分類される。

分類及び測定の開示草案の再審議において、IASBは以下のすべての要件を満たす金融資産を例外とすることで暫定合意した。

- 大幅なプレミアムまたはディスカウントによって取得または組成された金融資産
- 額面金額に未払いの経過利息を加えた金額(これに加えて、早期解約に対する合理的な追加補償額を含むこともある)で期限前償還可能な金融資産
- 金融資産の当初認識時の期限前償還特性の公正価値が重要でないこと

このような金融資産は、(事業モデルの評価結果によるが)FVTPL以外の区分に分類することが適切であろう。

¹ IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で定義されているものと同義。

企業は、最終版のIFRS第9号への移行時に、過去の会計上のミスマッチがもはや存在しない、または新たな会計上のミスマッチが生じている場合にのみ、公正価値オプションの指定を再検討する

IASBスタッフの提案

企業は、IFRS第9号への移行日において、金融資産の当初認識時に存在した事実と状況（期限前償還特性の公正価値が重要であったか否かを含む）に基づき上記の要件を満たすか否かを評価する必要がある。

スタッフは、企業が、IFRS第9号への移行日において、この評価を行うことが実務上不可能²である場合には、特定の期限前償還特性の例外を考慮せずに当該金融資産の契約上のキャッシュフローの評価を行わなければならないと提案した。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

【その他の移行に関する論点 - 過去に公表されたIFRS第9号を適用している企業による公正価値オプションの指定】

問題の所在

IFRS第9号において、企業は、測定又は認識の不整合（会計上のミスマッチ）を除去または大幅に低減できる場合に、公正価値オプションにより金融資産または金融負債をFVTPLで測定する指定ができる。

分類及び測定の公開草案は、すでに過去に公表されたIFRS第9号を適用している企業が、最終版のIFRS第9号の適用開始時に、（IFRS第9号の限定的な改訂を適用した結果）以下のいずれかに該当する場合にのみ、公正価値オプションの指定を再検討することを提案している。

- 以前の会計上のミスマッチがもはや存在しない。
- 新たな会計上のミスマッチが生じている。

IASBスタッフの提案

スタッフは、分類及び測定の公開草案における移行措置の提案を確認するようIASBに提案した。

具体的には、すでに公表されたIFRS第9号を適用している企業は、分類及び測定に関する規定の改訂により、最終版のIFRS第9号の適用開始時点で従前の指定の基礎となった会計上のミスマッチがもはや存在しなくなった場合、従前の公正価値オプションの選択を取り消すことを要求される。ただし、会計上のミスマッチが継続して存在している場合には、公正価値オプションの選択を取り消すことはできない。

また、分類及び測定に関する規定の改訂を適用したことにより生じた新たな会計上のミスマッチに対して公正価値オプションを適用することができる。ただし、適用開始前にすでに生じていた会計上のミスマッチに対しては、公正価値オプションを新たに適用することはできない。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

次のステップ

2014年2月の会議において、IASBは、最終版のIFRS第9号の適用日について審議する予定である。また、デュー・プロセスの要件に準拠しているか否か及びスタッフがドラフト作成を開始すべきか否かについても検討する予定である。

² IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で定義されているものと同義。

減損に関する公開草案並びに分類及び測定に関する公開草案の表示規定は、確認されることになる

【表示規定】

問題の所在

減損に関する公開草案は、利息収益及び減損損失(戻入れも含む)を純損益及びその他の包括利益計算書上別個の表示科目で表示することを提案した。

分類及び測定に関する公開草案は、強制的にFVOCIで測定される資産の減損損失累計額の金額を財政状態計算書で表示しないことを提案した。ただし、損失引当金の金額は開示されることになる。

大多数の回答者は、この表示規定案に同意した。

IASBスタッフの提案

スタッフは、減損に関する公開草案並びに分類及び測定に関する公開草案の表示規定を確認することを提案した。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に反対しなかった。

開示の目的は、強化されることになる

【開示目的】

問題の所在

減損に関する公開草案の全般的な目的は、企業に以下の項目を識別し、説明する情報を開示するよう要求することにあった。

- 財務諸表における予想信用損失に起因する金額
- 減損モデル案の適用範囲である金融商品の信用の質の悪化及び改善の影響

一部の回答者は、開示目的に関する提案は明確性が乏しいとコメントし、財務諸表利用者に提供される情報の目的適合性及び有用性を示せるように開示目的を明確化または改善することを提案した。

IASBスタッフの提案

スタッフは、開示で提供される情報により財務諸表利用者が以下の事項を理解できるようにすることを強調することによって、IASBが減損に関する公開草案の開示目的を確認、及び拡大させることを提案した。

- 企業が信用リスクを管理する方法
- 予想信用損失を見積るために使用した方法、仮定及び情報
- 企業の信用リスク特性(すなわち、信用リスクの著しい集中を含む金融商品に固有の信用リスク)
- 当期中の予想信用損失の見積りの変更、及びその変更の理由

スタッフは、このアプローチは、2012年10月に開示強化タスクフォース(Enhanced Disclosure Task Force, EDTF)が「銀行のリスク開示の改善」という報告書³で公表した提案第26号と整合していることを指摘した。

3 この報告書に関する詳細な情報は、KPMGの刊行物「IFRS IN THE HEADLINE第2012/14号 - 金融安定化理事会-報告書『銀行のリスク開示の強化』を公表」を参照。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

【定性的開示】

問題の所在

減損に関する公開草案の第39項及び第42項で提案されている開示規定に基づき、企業は以下の事項に関する定性的情報を開示することになる。

- 12ヶ月の予想信用損失及び残存期間にわたる予想信用損失の見積り
- 当初認識以降の信用リスクの著しい増加の評価
- 減損の客観的証拠があるか否かの判断

この情報には、以下の事項に関する説明が含まれることになる。

- 使用したインプット、仮定及び見積技法
- 見積りまたは見積技法の変更及びその原因

減損に関する公開草案で要求されている定性的開示には、この他に直接減額の方針、割引率及び「30日超の期日経過」に関する推定規定の適用が含まれる。

多くの回答者は、これらの開示は原則主義的かつ定性的である方が望ましく、詳細な定量的情報は規定すべきでないと述べた。

IASBスタッフの提案

スタッフは、減損に関する公開草案の第39項及び第42項で提案されている規定は、定性的で原則主義的な開示を目的としていることを指摘した。

スタッフは、定性的開示に以下のような変更を提案した。

- 以下の事項を説明する規定を追加すること
 - 金融資産の条件変更に関する企業の方針(条件変更された金融資産の信用リスクが当初認識以降「著しく増加」したとは考えられないことを企業が評価する方法を含む)
 - マクロ経済情報を見積りに織り込んだ方法⁴
- 選択した割引率に関する情報を開示するという規定を削除すること(使用すべき割引率に関する過去のIASBの意思決定を考慮すると不要であるため)

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

4 この規定は、信用リスクの著しい増加があったか否かを評価するにはマクロ経済情報を検討する必要があるという2013年9月のIASBの暫定合意に従っている。

グロスの帳簿価額の調整表の開示は、簡素化されることになる

KPMGの見解

これらの開示案は定性的であるものの、現行のIFRS第7号における規定を超えるものである。

金融商品の条件変更に関する方針の開示を要求するIASBの暫定合意は、銀行の条件緩和（forbearance）の実務に対する最近の規制当局及びその他の利害関係者の重点事項⁵と整合している。したがって、銀行はすでに類似の情報を開示している可能性がある。

【定量的開示－調整表】

問題の所在

減損に関する公開草案は、企業が以下の項目の期首残高から期末残高への調整表を提供することを提案した。

■ 金融資産について、以下のそれぞれの項目に係るグロスの帳簿価額及び関連する減損引当金

- 12ヶ月の予想信用損失が認識されている資産
- 残存期間にわたる予想信用損失が認識されている資産
- 購入または自社組成された信用が毀損した（POCI）資産
- その他の信用が毀損した資産

■ ローン・コミットメント及び金融保証契約に係る引当金の帳簿価額

また、POCI資産について、企業は当初認識時の割引前予想信用損失の総額を開示することになる。

多くの回答者は、グロスの帳簿価額の調整表について、その作成は極めて煩雑でコストを要することから、開示を要求する規定に反対した。一部の回答者は、その調整表の有用性を疑問視した。さらに、複数の回答者は、グロスの帳簿価額に関する情報は、現行の信用リスク管理上使用されていないことから、容易に入手可能ではないことを指摘した。大多数の回答者は、損失引当金の調整表の方が実用的であり、有用な情報を提供することになると指摘した。

IASBスタッフの提案

スタッフは、減損に関する公開草案で提案されたグロスの帳簿価額及び損失引当金の両方の調整表が財務諸表利用者にとって最も有用な情報を提供するという見解を採用した。ただし、実務上の困難さについて指摘するフィードバックが寄せられたことを受けて、スタッフは、グロスの帳簿価額の調整表を求める提案を修正する以下の代替案を提案した。

- 代替案A: 残存期間にわたる予想信用損失を計上した資産についてのみ完全な調整表を要求し、12ヶ月の予想信用損失を計上した資産については簡便的な調整表を要求する。
- 代替案B: すべての金融資産について、損失引当金の変動に係る主要因に焦点を当てた調整表を要求する。

⁵ KPMGの刊行物「IFRS IN THE HEADLINE第2012/25号 - ESMAが公式文書『金融機関のIFRS財務諸表における条件変更等の実務の取扱い』を公表」を参照。このニュースレターは、金融機関の条件緩和の実務について欧州証券市場監督機構（European Securities and Markets Authority, ESMA）が2012年12月に公表した公式文書について考察している。また、EDTF報告書の提案第27号も参照。

IASBの審議事項

IASBのボード会議において、スタッフ・メンバーは、アウトリーチ活動において、調整表の規定について主に以下の2つの懸念が表明されたことを指摘した。

- 実務上、信用リスクの集成的評価は特定の時点のスナップショットとして行われており、例えば、当報告日においては債権の10%、翌報告日においては債権の12%と評価している場合、2%の差異が総額の変動ではなく純額の変動を反映している可能性がある。
- 会計目的上のロールフォワードが、リスク管理と一致するとは限らない。

このフィードバックを検討した際に、スタッフは、このような懸念のほとんどが代替案Bを適用することにより解決される可能性があると考えた。

あるボード・メンバーは、ステージ2における信用リスクの集成的評価は会計期間の期首及び期末に行われ、このようなケースにおいては、減損に関する公開草案が要求する総額の調整表の作成は不可能であるため、代替案Bを支持した。

別のボード・メンバーは、開示上、1会計期間内に組成及び全額返済される短期金融商品（例：クレジットカード残高）と組成及び返済がそれぞれ別の会計期間で行われるその他の金融商品とを区別すべきであると指摘した。スタッフ・メンバーは、クレジットカードについては、与信の実行及び決済に関する情報をすべて開示することは必ずしも有用ではないことに同意した。

IASBの暫定合意

IASBは、グロスの帳簿価額及び損失引当金の期首残高から期末残高への調整表を要求するという減損に関する公開草案の提案を暫定的に確認した。ただし、IASBは、代替案B（すなわち、規定を修正し、すべての金融資産について、グロスの帳簿価額の変動が当期中の損失引当金の変動に関連している場合に、その変動に係る主な要因に焦点を当てたグロスの帳簿価額の調整表を要求する案）を暫定的に支持した。

KPMGの見解

IASBは、POCI資産の当初認識時の割引前予想信用損失の総額を開示するという減損に関する公開草案の規定の適用範囲を明確にしなかった。現在、この規定が以下のいずれの項目に適用されるか明らかではない。

- 報告期間中に取得した資産のみ
- 資産の取得時期にかかわらず、報告日現在の財政状態計算書に認識されているすべての資産

この開示規定が後者に適用される場合、財務諸表作成者にとって関連数値の計算はさらに困難なものとなる。

条件変更に関する定量的開示の実用性は、改善されることになる

【定量的開示—条件変更】

問題の所在

減損に関する公開草案は、条件変更された金融資産について、下表の開示を提案した。

開示規定が適用される条件変更された資産の種類	条件変更が行われた期間に要求される開示	認識が中止されるまでの残存期間にわたり各報告期間で要求される開示
条件変更された金融資産のうち、残存期間にわたる予想信用損失引当金を計上しているもの	- 償却原価資産 - 条件変更による利得または損失	予想信用損失引当金の測定が残存期間にわたる予想信用損失から12ヶ月の予想信用損失に変更された際のグロスの帳簿価額
債務不履行中に条件変更された金融資産	条件変更が行われた期間において、追加的な開示はない	債務不履行の再発率（すなわち、金融資産が条件変更後に再び債務不履行となるパーセンテージ）

一部の回答者は、企業に対して、予想信用損失の測定が残存期間にわたる予想信用損失から12ヶ月の予想信用損失に変更された条件変更金融資産のグロスの帳簿価額を「残存期間全体にわたって」開示する要求は煩雑であるとコメントした。なぜなら、企業は正常債権区分に戻した個々の資産を監視しなければならないが、このような資産は、信用リスク管理上もはや厳密に監視されないからである。複数の回答者は、この情報の有用性は時の経過とともに低下することを指摘した。

複数の回答者は、「債務不履行の再発」という用語がステージ1からステージ2またはステージ3、あるいは別の区分に移行した資産を指すか否かが不明確であるとコメントした。

IASBスタッフの提案

スタッフは、実務上の懸念があることを認め、信用損失引当金の測定が残存期間にわたる予想信用損失から12ヶ月の予想信用損失に変更された条件変更金融資産のグロスの帳簿価額の開示を「その変更が行われた期間でのみ」要求することを提案した。

スタッフは、「債務不履行の再発」という用語の意味について懸念があることを認めた。これを受けて、スタッフは、信用リスクが事後的に著しく増加し、その結果、損失引当金の測定が残存期間にわたる予想信用損失に戻る（上記のパラグラフに従って開示される）金融資産の悪化率（すなわち、パーセント）を参照することによって、IASBがこの規定を明確にすることを提案した。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

KPMGの見解

条件変更された金融資産のグロスの帳簿価額の開示を条件変更が行われた期間のみに限定するというIASBの暫定合意は、歓迎すべき簡素化の意思決定である。再掲すると、開示規定案は、銀行の条件緩和の実務に対する最近の利害関係者の重点事項⁶を反映している。

担保の公正価値は、開示する必要がなくなる

【定量的開示－担保及び信用リスクの低減】

問題の所在

減損に関する公開草案は、担保及び信用リスクの低減について、以下の事項を開示することを提案した。

- 次の事項を含む、保有している担保及びその他の信用補完に関する説明
 - － 保有している担保の質に関する説明(例:資産価値の安定性や流動性)
 - － 悪化による質の変化または企業の担保方針の変更に関する説明
- 担保により予想信用損失がゼロとなっている金融資産のグロスの帳簿価額
- 報告日時点で減損の客観的証拠がある金融商品について、担保及びその他の信用補完により予想信用損失の大きさがどの程度減少しているのかに関する定量的情報

多くの回答者は、担保に関するこの定量的情報を提供することは実務上困難であるという懸念を表明し、この規定は原則としてより定性的であるべきであり、より広範囲の信用リスクの低減要因を検討するべきであると述べた。

IASBスタッフの提案

スタッフは、現行のIFRS第7号の第36(b)項によって、企業は保有している担保及びその他の信用補完、並びにそれらの財務的影響に関する説明を開示するよう要求されていることを指摘した。スタッフはまた、IFRS第7号の結論の根拠(BC55A項)において、IASBは担保の財務的影響に関する情報は財務諸表利用者にとって有用であると述べていることを指摘した。さらに、スタッフは、EDTF報告書の提案第30号は、企業が信用リスクの低減に関する定性的情報、及び有用な場合には、定量的情報も提供することを提案していることを指摘した。

ただし、寄せられたコメントを受けて、スタッフは、「定量的」という文言を削除する形で規定案の記載を変更することを提案した。これによって、報告日時点で減損の客観的証拠がある金融商品に関する規定は、担保及びその他の信用補完により予想信用損失の大きさがどの程度減少しているのかに関する「情報」(「定量的情報」ではない)の開示を要求するものとなる。また、この開示の有用性を強化するために、スタッフはこれらの開示の対象をすべての金融資産に拡大することを提案した。

さらに、スタッフは、担保により予想信用損失がゼロとなっている金融資産のグロスの帳簿価額を開示するという規定は、個々の金融資産ではなく、資産のクラスを対象としていると考えた。このため、スタッフは、この開示規定は、信用リスクの著しい増加によって以下の事象が生じている場合に、資産のクラスに関する情報を提供するよう企業に要求していることを明確にする提案を行った。

- 測定目的が残存期間にわたる予想信用損失に変更されていること
- 担保価値により実際の損失引当金は増加していないこと

IASBの審議事項

IASBの会議において、スタッフ・メンバーは、寄せられたフィードバックにおいて、減損に関する公開草案で提案されているとおり、ステージ3にある金融商品(すなわち、減損の客観的証拠がある金融商品)については定量的情報を提供することが不可欠であると財務諸表利用者が考えていることを説明した。

直接減額した金融資産の開示における「名目金額」の用語の意味を明確にし、その名目金額の開示は当期中に直接減額した金融資産のみに要求されることになる

IASBの暫定合意

IASBは、以下の事項を明確にすることを前提に、減損に関する公開草案の担保またはその他の信用補完に関する開示案を暫定的に確認した。

- 担保及びその他の信用補完がすべての金融商品に係る予想信用損失の測定にどのように織り込まれているのかについての定性的情報が開示される
- 担保及びその他の信用補完が予想信用損失引当金（または引当金繰入額）に影響を与える程度に関する定量的情報において、担保の公正価値に関する情報は要求されていないこと

また、IASBは、担保により予想信用損失がゼロとなっている金融資産のグロスの帳簿価額を開示するという規定についてのスタッフの提案に反対しなかった。

KPMGの見解

IASBは、悪化による担保の質の変化を開示するという規定が以下のいずれの変化を対象としているのかを明確にしなかった。

- 当報告期間の期首以降の変化
- 担保付金融商品の当初認識以降の変化

【その他の開示－直接減額】

問題の所在

減損に関する公開草案は、直接減額してなお回収活動が行われている金融資産の名目金額を開示することを提案した。複数の回答者は、「名目金額」という用語について、その用語が以下のいずれを指しているのが不明確であるため、その意味に疑問を呈した。

- 直接減額前の帳簿価額または直接減額後の帳簿価額
- 契約上の元本金額
- 法的に回収可能な金額

IASBスタッフの提案

スタッフは、「名目金額」という用語は他の基準書において契約上の残高を指すのに使用されていると指摘し、金融商品に関する基準書において「名目金額」の用語の意味を明確にすることを提案した。スタッフはさらに、回収活動が行われている資産の名目金額を開示するという規定は当期中に直接減額した金融資産のみに適用し、過去に直接減額したものの現在も回収活動が行われている金融資産について記述によって情報提供が必要であることを明確にする提案を行った。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

信用リスク格付けの開示は、リスク管理の実務により近づくことになる

【その他の開示—信用リスクの内訳】

問題の所在

減損に関する公開草案は、企業が信用リスク格付けごとに以下の事項を開示することを提案した。

- 金融資産のグロスの帳簿価額
- ローン・コミットメントに係る引当金
- 金融保証契約に係る引当金

この情報は、以下の区分ごとに開示することになる。

- 12ヶ月の予想信用損失
- 残存期間にわたる予想信用損失
- 売掛債権及びリース債権
- POCI金融資産

減損に関する公開草案は、この開示に使用する信用リスク格付けの数が以下の条件を満たしていなければならないことを強調した。

- 財務諸表利用者が企業の信用リスクに対するエクスポージャーを評価できるだけ十分にあること
- 内部信用リスク管理目的で使用している信用リスク格付けの数を超えないこと（ただし、企業は常にポートフォリオを少なくとも3つの格付けに分類しなければならない）

一部の回答者は、信用リスク格付けの開示規定は、一部の資産のクラスや金融機関以外の企業の信用リスク管理の実務と整合していないとコメントした。別の回答者は、内部では3つよりも少ない格付けを使用しているような企業に対してポートフォリオを少なくとも3つの格付けに分類させる規定に懸念を表明した。

IASBスタッフの提案

スタッフは、この開示は内部信用リスク管理と整合していなければならないというコメントに同意した。したがって、スタッフは以下の事項を提案した。

- 規定の内容を拡大して、信用リスクの著しい増加を評価するのに延滞情報が利用可能な唯一の借手固有の情報である場合に、金融資産の年齢分析の使用を認めること
- 信用リスク格付けの下限規定を削除し、その代わりに、内部信用リスク管理方法に合わせた信用リスクに分解する規定を設けること

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

損失引当金に対する重要な影響の開示は、定性的開示に組み込まれることになる

【その他の開示—損失引当金に対する重要な影響】

問題の所在

減損に関する公開草案は、企業が特定のポートフォリオまたは特定の地域により生じた損失引当金に対する重要な正または負の影響の定量的及び定性的分析を開示することを提案した。この情報はすでに別の開示規定で取り扱われていることから、一部の回答者はこの提案の有用性を疑問視した。

個別に評価した金融資産の金額を開示するという規定は、削除されることになる

IASBスタッフの提案

スタッフは、この規定がすでに別の開示規定に概ね含まれていることに同意した。このため、スタッフは、この規定は「定性的開示」のセクションで説明している定性的開示に組み込む（すなわち、企業は特定の要因による損失引当金に対する重要な影響に関する情報を開示する）ことを提案した。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に反対しなかった。

【その他の開示一個別に評価した金融資産の金額】

問題の所在

減損に関する公開草案は、企業が以下の事項を開示することを提案した。

- 金融資産のグロスの帳簿価額
- 個別に評価し、残存期間にわたる予想信用損失を認識する要件を満たすローン・コミットメント及び金融保証契約に係る引当金として認識した金額

複数の回答者は、この規定は予想信用損失モデルとの関連性がないため必要ではないと考えた。なぜなら、減損引当金は個々の資産に係る減損の客観的証拠に起因するものではないからである。

IASBスタッフの提案

スタッフは、全般的にこの開示規定の有用性は限定的であると考え、この規定を最終基準書から削除することを提案した。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に反対しなかった。

簡素化アプローチを用いて会計処理している売掛債権及びリース債権の開示規定の軽減について確認されることになる

【簡素化アプローチを用いて評価した債権】

問題の所在

減損に関する公開草案では、簡素化アプローチを用いて会計処理している売掛債権及びリース債権についての開示を軽減することが提案された。簡素化アプローチに基づき、これらの資産に係る損失引当金は、常に残存期間にわたる予想信用損失として測定される。

IASBスタッフの提案

スタッフは、以下の理由により、この開示規定を確認することを提案した。

- この論点について寄せられたフィードバックは限定的であったこと
- これらの資産についての簡素化した開示規定は、実務上の複雑性を軽減するという趣旨と整合しているとスタッフが考えたこと

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に反対しなかった。

最終基準書の移行措置は、IFRSの初度適用企業にも適用されることになる

【IFRSの初度適用企業のための移行措置】

問題の所在

2013年12月の会議において、IASBは、減損に関する公開草案の移行措置⁷について審議した。2014年1月、IASBは、同様の移行措置をIFRSの初度適用企業にも適用すべきか否かを審議した。

IASBスタッフの提案

スタッフは、予想信用損失モデルの当初適用時の移行措置はIFRSの初度適用企業も適用対象としていることを指摘した。このため、スタッフは、IFRSの初度適用企業も減損に関する公開草案の移行措置を適用しなければならないことを提案した。

IASBの暫定合意

IASBは、スタッフの提案に同意した。

【次のステップ】

1月の会議で、IASBの減損に関する公開草案の専門的領域についての再審議は終了となった。

将来の会議において、IASBは以下の事項について審議する予定である。

- IFRS第9号全体の強制適用日
- 潜在的な整理論点 (sweep issue)
- デュー・プロセスにおける検討事項

IASBはまた、再公開草案が必要か否かも検討する予定である。スタッフは、投票の承認を求める予定である。

⁷ 詳細な情報は、2013年12月に公表した本ニュースレターIssue 18を参照。

付録A: 分類及び測定に関する公開草案についてのIASBの再審議のまとめ

留意点: 2014年1月の暫定合意の欄は青で表示している。

IASBの審議事項		IASBの暫定合意	IFRS第9号への変更の有無	分類及び測定に関する公開草案への変更の有無
S U B I 要件	「元本」の意味	「元本」とは、金融資産に対して現在の保有者が移転した金額である。	有	有
	「利息」の意味	IASBは、以下を行うことで暫定合意した。 ■ 分類に関して僅少な (de minimis) の特性は無視することを明示する。 ■ 「元本及び利息の支払いのみ」の要件の概念的基礎 (すなわち、基本的な貸付金に対するリターン (basic lending-type return) の概念) を強調すること。 ■ 貨幣の時間価値及び信用リスクが通常、基本的な貸付金に対するリターンの最も重要な構成要素であるが、唯一の構成要素ではないことを確認する。 ■ 基本的な貸付金に対するリターンは、一般的に流動性リスクへの対価、利益マージン及び金融資産の保有に関連するコスト (例: サービス・コスト) の対価も含むことを明示する。 ■ 基本的な貸付金に対するリターンの構成要素ではない要素 (例: 株価連動指数) 及びその理由を強調する。 ■ 貨幣の時間価値の意味を明確化する。特に、以下を明確化する。 - 貨幣の時間価値への対価の目的 (すなわち、その他のリスク及び金融資産の保有に関連するコストへの対価を除外して、時の経過「のみ」に対する対価を提供すること) を明確化すること - 時の経過に対する対価の提供に関連する要因 (特に、金利の適用期間及び金融商品の通貨) を明確化すること - 金利の貨幣の時間価値要素が変更された場合 (例えば、金利の適用期間のミスマッチ特性によって)、金利が時の経過のみに対する対価を提供しているか否かを判断するために、定性的及び定量的両方のアプローチを使用することができることを明確化すること (ただし、それぞれのアプローチをどのような場合に使用すべきかについては規定しない) - 定量的評価の代わりに公正価値オプションを適用することを認めないこと	有	有

	IASBの審議事項	IASBの暫定合意	IFRS第9号への変更の有無	分類及び測定に関する公開草案への変更の有無
S D I I 要 件 (続 き)	「利息」の意味(続き)	■ 規制金利が以下の条件のいずれも満たす場合には、その規制金利を貨幣の時間価値への対価に代わるものとして認める。 - 時の経過に対する対価とおおむね整合する対価を提供していること - 基本的な貸付金の関係と整合しないキャッシュフローのリスクまたは変動性にさらされないこと ■ 貨幣の時間価値要素が変更された金融資産の定量的評価を行う方法(すなわち、金融商品の契約上の(割引前)キャッシュフローをベンチマーク金融商品と比較して検討すること)についてガイダンスを提供し、分類及び測定に関する公開草案における「重要でないとはいえないレベルではない(not more than insignificant)」という基準を、「重要でない(not significant)」という基準に置き換えること(すなわち、金利に含まれる貨幣の時間価値要素が変化しても、契約上のキャッシュフローとベンチマーク金融商品のキャッシュフローとの間に重要な差異がない(not significant)場合には、その金融資産は「元本及び利息の支払いのみ」の要件を満たす)		
	偶発特性	偶発的なトリガー事象の性質自体は、金融資産の分類を決定付ける要因ではない。 契約上の元本及び利息の支払いのみでないキャッシュフローをもたらす偶発特性は、真正でないものを除き、「元本及び利息の支払いのみ」という要件を満たさない。	有	有
	期限前償還特性及び期間延長特性	偶発的な期限前償還特性及び期間延長特性と、その他の種類の偶発特性との間に区別は設けない。 契約上の元本及び利息の支払いのみでないキャッシュフローをもたらす期限前償還特性(真正でないものを除く)は、「元本及び利息の支払いのみ」の要件を満たさない。ただし、以下のすべての条件を満たす金融資産は例外とする。 ■ 大幅なプレミアムまたはディスカウントによって取得または組成された金融資産 ■ 元本金額に未払いの経過利息を加えた金額(これに加えて、早期解約に対する合理的な追加補償額を含むこともある)で期限前償還可能な金融資産 ■ 金融資産の当初認識時の期限前償還特性の公正価値が重要でないこと この例外に関する条件を満たす金融資産は、(事業モデルの評価結果により)FVTPL以外の区分への分類要件を満たす。	有	有

IASBの審議事項		IASBの暫定合意	IFRS第9号への変更の有無	分類及び測定に関する公開草案への変更の有無
事業モデル	「事業モデル」の意味	「事業モデル」の用語は、キャッシュフローを生成し企業にとっての価値を創出するために金融資産を管理する方法であることに言及すべきである。 事業モデルの評価の結果、企業は、価値を創出するための活動及びリスクの管理方法について最も関連する有用な情報が提供されるように、金融資産を測定すべきである。	有	有
	事業モデルが評価されるレベル	事業モデルは、特定の目的を達成するために一緒に管理される金融資産グループを反映するレベルで評価すべきである。つまり、事業モデルの評価は、事業が管理される方法を反映しなければならない。	有	有
	事業モデルの評価において考慮すべき情報	最終基準書において、以下の事項を明確にする。 ■ 事業モデルは、多くの場合、事業モデルの目的を達成するために行われる特定の活動によって観察可能である。 ■ これらの事業活動は、通常、以下を反映する。 - 事業の業績が評価され報告される方法（つまり、主要業績評価指標） - 事業モデルの業績に通常影響を与えるリスク - それらのリスクの管理方法 ■ 企業は、すべての関連する客観的な情報を考慮すべきであるが、「起こり得る事態」や最悪のシナリオのすべてを考慮する必要はない。	有	有

IASBの審議事項	IASBの暫定合意	IFRS第9号への 変更の有無	分類及び測定 に関する公開 草案への変更 の有無
事業モデル(続き)	最終基準書の適用ガイダンスにおいて、以下の事項を明確にする。 ■ 売却が事業モデルの評価を左右することはない。企業は売却活動に関する情報を単独で考慮すべきではなく、金融資産の管理方法の全体的な評価の一部として考慮すべきである。 ■ 過去の売却に関する情報は、企業の事業モデルの評価の裏付け及び検証に役立つ。そのような情報は、以下に照らして検討すべきである。 - 売却の理由 - 売却時点で存在した条件 - 将来の売却活動に関する企業の予想 - 将来に予想される売却の理由 ■ 特定の期間における売却の変動は、企業が以下について説明できる場合には、必ずしも企業の事業モデルが変更されたことを意味しない。 - 売却の性質 - 売却の変動が、企業の全般的な事業戦略の根本的な変更を示唆しない理由 ■ キャッシュフローが企業の予想とは異なる方法で実現された場合であっても、評価を行った時点で利用可能なすべての関連する客観的な情報を考慮している限りは、以下のいずれにもならない。 - 過年度の財務諸表の修正再表示 - 当該事業モデルに属する既存の金融資産の分類の変更	有	有
事業モデルの変更	事業モデルの変更は、企業が、その事業にとって重要なレベルの休止または開始を行った場合にのみ生じる。 これは、通常、企業が事業を獲得または処分した場合にのみ生じる。	有	有

	IASBの審議事項	IASBの暫定合意	IFRS第9号への変更の有無	分類及び測定に関する公開草案への変更の有無
事業モデル(続き)	回収のために保有する事業モデル	現行の回収のために保有する「キャッシュフロー(価値)の実現」の概念は、以下の方法により補強される。 ■ 回収のために保有する事業モデルに一般的に関連する活動について審議し、例示を提供する。 ■ 企業が回収のために保有する事業モデルの評価を行う際に考慮すべき情報の内容に関するガイダンスを提供する。 重要でない売却や稀な売却は、売却の理由にかかわらず、回収のために保有する事業モデルと整合する可能性がある。その決定は、判断の問題であり、事実及び状況に基づくものとなる。 過去の売却に関する情報及びパターンは有用な情報を提供する可能性があるが、確定的なものではなく単独で考慮すべきではない。 信用の悪化による潜在的な信用リスクを最小化するための売却は、回収のために保有する事業モデルに不可欠である。 信用リスクの集中を管理するために行った売却は、当該事業モデルにおける他の売却と同様の方法により評価する。	有	有
	第3の測定区分—FVOCI	FVTPL測定区分を残余区分として保持する。	無	無
	FVTPL測定区分のための適用ガイダンス案の明確化	最終基準書において以下の事項を明確にする。 ■ 金融資産がトレーディング目的で保有されているか、または公正価値ベースで管理及び評価されている場合、企業は、資産の公正価値の変動によって、また公正価値を実現することを目的として、その資産を保有するか売却するかを意思決定を行う。 ■ 企業が行う活動は主に公正価値情報に重点を置いており、経営幹部は金融資産の業績評価及び意思決定において公正価値情報を用いる。 ■ もう1つの指標は、財務諸表利用者が、企業の業績を評価する際に、主に金融資産の公正価値情報に関心を持っていることである。	有	有

	IASBの審議事項	IASBの暫定合意	IFRS第9号への変更の有無	分類及び測定に関する公開草案への変更の有無
事業モデル(続き)	FVOCI測定区分のための適用ガイダンス案の明確化	最終基準書において、契約上のキャッシュフローの回収及び売却の両方を目的として金融資産を管理することは、目的そのものではなく、特定の目的を達成するために金融資産を管理する方法を反映するものであることを明確化する。FVOCIに区分される金融資産は、契約上のキャッシュフローの回収及び売却の両方により様々な事業モデル目的を達成するために管理される(例:流動性管理、金利リスク管理、利回り管理、及びデュレーションのミスマッチ管理)。 契約上のキャッシュフローの回収及び売却を通じたキャッシュフローの実現の両方が事業モデルの達成に不可欠である場合、FVOCIにより関連する有用な情報が提供されることを、適用ガイダンスにおいてより明確にするべきである。 契約上のキャッシュフローの回収及び売却の両方の目的で金融資産が管理される事業モデルに典型的に関連する活動について、適用ガイダンスにおいて説明するべきである。 売却の頻度または数量に関する閾値は存在しない。	有	有
	FVOCI測定区分への公正価値オプションの適用範囲の拡大	公正価値オプションの指定により、会計上のミスマッチが解消または大幅に削減される場合には、強制的にFVOCIで測定される金融資産に対しても公正価値オプションの適用を企業に認めるべきである。IFRS第9号における現行の公正価値オプションに従えば、公正価値オプションの指定は当初認識時に行われ、この指定は取消不能である。	有	有
その他	表示及び開示規定の適用範囲の拡大	IAS第1号及びIFRS第7号における表示及び開示規定の適用範囲を、FVOCI測定区分への分類変更及びFVOCI測定区分からの分類変更に拡大する。	有	無
	重要な判断の開示	資産の契約上のキャッシュフローの特性の評価に伴う判断を、財務諸表に認識される金額に重要な影響を与える判断の例としてIAS第1号に追加する。	有	無
	IFRSの初度適用企業の比較情報及び関連する開示	初度適用企業にIFRS第9号への移行のための十分な準備期間を与える。初度適用企業を以下のように取り扱う。 ■ 最初のIFRS報告期間の開始時点がIFRS第9号の強制適用日から1年を経過した日より早い場合、比較情報の表示を要求しない。 ■ 比較財務情報がIFRS第9号に準拠しない場合には、追加的な開示を要求する。 ■ 過去に公表されたIFRS第9号の早期適用を選択した場合には、過去公表のIFRS第9号に準拠した比較情報の表示を要求する。	有	有

IASBの審議事項		IASBの暫定合意	IFRS第9号への 変更の有無	分類及び測定 に関する公開 草案への変更 の有無
その他(続き)	IFRS第9号の早期適用	企業は、最終版のIFRS第9号を早期適用することができるが、適用開始日が最終版のIFRS第9号の公表日から6ヶ月以後である場合、過去に公表されたIFRS第9号を早期適用することができない。	有	無
	移行措置－経済的関係の変更	移行日において経済的関係の変更を評価することが実務上不可能である場合には、経済的関係の変更についての要求事項を考慮せずに、契約上のキャッシュフローの特性を評価する。	有	有
	移行措置－期限前償還特性	移行日において期限前償還特性の重要性を評価することが実務上不可能である場合には、特定の期限前償還特性の例外を考慮せずに契約上のキャッシュフローを評価する。	有	有
	移行措置－公正価値オプション	企業は、移行時において、過去の会計上のミスマッチがもはや存在しない、または新たな会計上のミスマッチが生じている場合にのみ、公正価値オプションの指定を再検討する。 企業は、分類及び測定に関する規定の改訂により、最終版のIFRS第9号の適用開始時点で従前の指定の基礎となった会計上のミスマッチがもはや存在しなくなった場合、従前の公正価値オプションの選択を取り消すことを要求される。ただし、会計上のミスマッチが継続して存在している場合には、公正価値オプションの選択を取り消すことはできない。 また、分類及び測定に関する規定の改訂を適用したことにより生じた新たな会計上のミスマッチに対して公正価値オプションを適用することができる。ただし、適用開始前にすでに生じていた会計上のミスマッチに対しては、公正価値オプションを新たに適用することはできない。	無	無
	「自己の信用」に関する規定の早期適用	IASBがIFRS第9号にヘッジ会計の章を追加する際に、IFRS第9号の早期適用に関するガイダンスを改訂し、企業がIFRS第9号の自己の信用に関する規定のみを早期適用することを認める。	有－IFRS第9号 (2013年版)に 含まれる	無
	強制適用日の延期	2015年1月1日という以前の強制適用日は、IFRS第9号(2013年版)によって延期された。新たな強制適用日は、減損に関する規定並びに分類及び測定に関する規定が最終化された時点で決定される。	有	該当なし

付録B: 減損に関する公開草案についてのIASBの再審議のまとめ

留意点: 2014年1月の暫定合意の欄は青で表示している。

論点	IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
減損モデルの将来予測の情報への反応の適時性	減損モデルの目的は、信用リスクが著しく増加している金融商品すべてについて残存期間にわたる予想信用損失を認識すること(個々の金融商品レベルであるか、ポートフォリオ・レベルであるかを問わない)である。過大なコストまたは労力なしに入手可能な、将来予測の情報を含む合理的かつ裏付け可能なすべての情報を考慮することが必要となる。さらに、最終基準書に提案の意図を反映した設例を含める。	有 最終基準書では、この目的を明確化し、適用に関する設例を含める。
信用リスクが著しく悪化していない金融商品についての予想信用損失の認識	当初認識以降信用リスクの著しい増加がない金融商品について、企業は予想信用損失を12ヶ月の予想信用損失で測定する。	無
残存期間にわたる予想信用損失の認識時期	信用リスクが当初認識後に著しく増加した場合は、残存期間にわたる予想信用損失を認識する。最終基準書では、以下を明確にする(設例を用いて明確にする可能性がある)。 ■ (当初認識時に、信用リスクが類似する金融商品の)特定のポートフォリオについて、当初の信用リスクの上限を設定し、そのポートフォリオの金融商品の報告期間の末日における信用リスクと当初の信用リスクとを比較することによって、信用リスクの著しい増加をより簡単に評価することができる。 ■ 取引相手の評価を通じて信用リスクの著しい増加を評価することができる(ただし、この評価がIASBのモデル案の目的を達成するものであることが条件となる)。 ■ 残存期間にわたる予想信用損失を認識する時期についての評価は、予想信用損失(または、デフォルト時の損失(LGD))の変動ではなく、不履行が発生するリスクの変動のみを考慮に入れて行う。 ■ 残存期間にわたる評価が必要であることを状況が示さない限り、今後12ヶ月間に不履行が発生するリスクの変動に基づいて評価を行うことが認められる。 ■ 金融商品が、残存期間にわたる予想信用損失の認識要件を満たさなくなった場合、12ヶ月の予想信用損失と同額で測定された信用損失引当金を再度計上する。	有 最終基準書は、当初認識後の信用リスクの著しい増加をどのように識別するかを明確にする記述を含むこととなり、また、設例が含まれる可能性もある。
「不履行」の定義	企業は、信用リスク管理実務と整合する「不履行」の定義を適用することになる。適切な場合には(例: 財務制限条項を含む金融商品について)不履行の定性的な指標を考慮しなければならない。また、90日より長い期日超過日数を不履行の要件とすることを証明する、合理的かつ裏付け可能な情報を企業が有する場合を除き、期日経過が90日を超えると不履行が生じているとみなす反証可能な推定を最終基準書に含める。	有 この反証可能な推定は減損に関する公開草案に含まれていなかった。

一般原則

	論点	IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
実務上の簡便法	「30日超の期日経過」に関する反証可能な推定	契約上の支払期日を30日超経過した場合に信用リスクが著しく増加したとみなす反証可能な推定規定は最終基準書に引き継がれる。 また、以下が明記されることとなる。 ■ この反証可能な推定規定の目的は、信用リスクの著しい増加が生じた金融商品を識別する際の補完または最終時点としての役割を果たすことにある。 ■ 推定は反証可能である。 ■ 反証可能な推定規定を適用することにより、不履行または減損の客観的な証拠が示される前に、信用リスクの著しい増加を識別することができる。	有 最終基準書は、一部の実務上の懸念に対処するために、明確化を行う。
	「信用リスクが低い場合」の実務上の簡便法	報告期間の末日において金融商品の信用リスクが低い場合には、企業はその金融商品の信用リスクは著しく増加していないとみなすことができる。 低い信用リスクという概念の意味及びその適用は、以下のとおり明確化されることになる。 ■ 信用リスクが低い場合の記述を以下のとおり修正することが提案されている。 - 信用リスクの低い金融商品は、不履行となるリスクが低い。 - 当面の借手の債務履行能力が高いと考えられる。 - 貸手は、長期的な経済及び事業環境に不利な変動がある場合に、(必ずしもそうなるとは限らないが)借手の債務履行能力が低くなる可能性があるとして予想している。 ■ 低い信用リスクの概念は、残存期間にわたる予想信用損失を認識するためのトリガーとなる明確な基準とはならない。 ■ 金融商品は外部機関によって格付けされる必要はないが、低い信用リスクとは、国際的な格付けにおける「投資適格」と同等の水準である。	有 最終基準書では、信用リスクが低い商品について、信用リスクの著しい増加がなかったものとみなすことを(要求ではなく)容認するようである。また、低い信用リスクの意味と適用についても明確化する。
予想信用損失の測定	割引率	予想信用損失を、実効金利またはそれに近似した率を用いて割り引く。	有 最終基準書では、実効金利またはそれに近似した率の使用が要求されることを明確化する。

論点		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
予想信用損失の測定(続き)	将来の予測に関する情報の使用	予想信用損失の測定において、合理的に入手可能な最善の情報(過去の事象、現在の状況、及び合理的で裏付け可能な将来の事象や経済状況に関する予測についての報告期間の末日における情報を含む)を考慮することになる。	無
	規制上のモデルの使用	規制上の予想信用損失モデルは予想信用損失の算定の基礎となる場合があるが、提案されているモデルの目的に適合するように測定値を調整することが必要となる可能性がある。	無
	12ヶ月の予想信用損失	減損に関する公開草案のBC63項に示されている説明を、最終基準書の適用ガイダンスに含めることにより、12ヶ月の予想信用損失の測定が明確化される。すなわち、12ヶ月の予想信用損失が残存期間にわたる予想信用損失の一部であることが明記されることになる。したがって、12ヶ月の予想信用損失は以下のいずれでもない。 ■ 今後12ヶ月間に債務不履行になると企業が予測している金融商品について企業が負うこととなる、残存期間にわたる予想信用損失 ■ 今後12ヶ月間に予想されるキャッシュ不足額	有 結論の根拠で示されている説明を、最終基準書の適用ガイダンスに含めることにより、12ヶ月の予想信用損失が残存期間にわたる予想信用損失の一部であることが明確化される。
	FVOCIで測定される金融資産	FVOCIで測定される金融資産について、12ヶ月の予想信用損失の認識を免除する規定は導入しない。 最終基準書において、予想信用損失には信用損失についての経営者の予想が反映されることを明確にする。ただし、予想信用損失の見積りに関して「最善の利用可能な情報」を考慮する際には、経営者は信用リスクに関する観察可能な市場情報を検討しなければならない。	有 最終基準書において、予想信用損失には信用損失についての経営者の予想が反映されることを明確にする。
金融資産の条件変更	適用範囲	減損に関する公開草案に含まれる条件変更に関する規定を、条件変更の理由に関係なく、契約上のキャッシュフローに関するすべての条件変更または再交渉に適用する。	無
	条件変更による利得または損失	条件変更による利得または損失は純損益で認識する。	無
	条件変更後の金融資産への一般モデルの適用可能性	条件変更後の金融資産は、他の金融商品と同様、「対称的な」取扱いの対象となる(すなわち、条件変更後の金融資産は再び12ヶ月の信用損失引当金の対象となる可能性がある)。ただし、契約上のキャッシュフローが変更されたからといって、金融資産の信用リスクが自動的に改善されるわけではないことを強調するため、適用ガイダンスのB24項が明確化される。	有 最終基準書では、B24項の適用ガイダンスはすべての条件変更後の金融資産に適用されることを明確にする。

論点		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
金融保証契約及びリボルビング与信枠以外のローン・コミットメント	予想信用損失の測定期間	予想信用損失を見積る最長の期間は、企業が信用を供与する義務を負っている契約期間である。	無
	割引率	与信枠残高の未実行部分に係る予想信用損失は、融資実行部分を割り引く際に用いた実効金利と同じ実効金利（またはその近似値）を用いて割り引く。ただし、実効金利を算定できない場合は、減損に関する公開草案の提案に従って割引率を算定しなければならない（すなわち、その割引率は、貨幣の現在価値及びキャッシュフローに固有のリスクについての現在の市場の評価を反映していなければならない）。	有 最終基準書において、（一部例外はあるものの）融資実行部分と未実行部分に同じ割引率を適用することを規定する。
	予想信用損失の表示	企業が未実行残高に関連する予想信用損失を別個に識別することができない場合には、未実行残高に係る予想信用損失引当金は、融資実行額に係る損失引当金と併せて表示する。	有 最終基準書において、特定の状況における実務上の簡便法を設ける。
リボルビング与信枠	予想信用損失の測定期間	予想信用損失（未実行の与信枠に係る予想信用損失を含む）は、企業が信用リスクにさらされる期間にわたって、また将来の融資実行が不可避な期間にわたって（すなわち、行動期間を考慮して）見積る。	有 最終基準書では、測定期間を変更する。
	割引率	リボルビング与信枠の未実行部分に係る予想信用損失は、与信枠を使用した融資実行部分を割り引く際に使用する実効金利と同じ実効金利（またはその近似値）を用いて割り引く。	有 最終基準書では、融資実行部分と未実行部分に同じ実効金利を適用することを要求する。
	予想信用損失の表示	企業が未実行の与信枠に関連する予想信用損失を別個に識別することができない場合には、未実行の与信枠に係る予想信用損失引当金は、実行された与信枠に係る予想信用損失引当金と併せて表示する。	有 最終基準書において、特定の状況における実務上の簡便法を設ける。
購入または組成した信用が毀損している資産	信用損失引当金	POCI資産について、以下の規定を設ける。 ■ 当初認識時にこれらの資産に対する損失引当金は計上しない。その代わりに、残存期間にわたる予想信用損失を実効金利計算に織り込む（信用調整後の実効金利を適用する）。 ■ 当初認識以降の残存期間にわたる予想信用損失の累積変動額を、減損利得または損失として認識する。	無
	金利収益	金利収益は、信用調整後の実効金利をPOCI資産の償却原価（正味の帳簿価額）に適用することによって計算する。	無

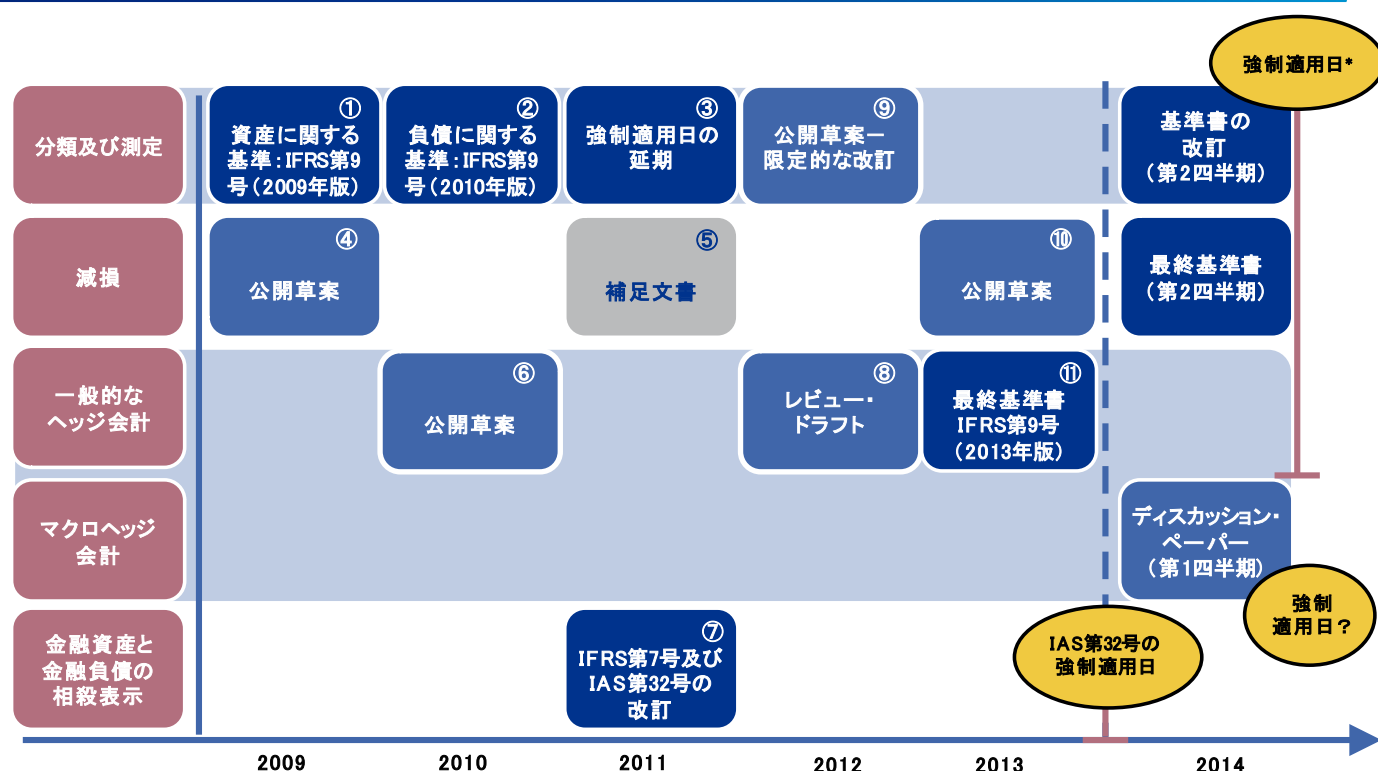
論点		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
売掛債権及びリース債権	簡便的なアプローチ	売掛債権及びリース債権に対して簡便的なアプローチが適用される。 ■ 財務取引を構成しない売掛債権については、常に残存期間にわたる予想信用損失と同額の損失引当金を計上する。 ■ 重要な財務要素を含む売掛債権及びリース債権については、以下のいずれかの会計方針を選択することができる。 - 一般的アプローチを適用する。 - 常に残存期間にわたる予想信用損失を認識する。	無
	簡素化アプローチを用いて評価した債権についての開示	減損に関する公開草案で提案された、簡素化アプローチを用いて会計処理している売掛債権及びリース債権についての開示の軽減を引き継ぐ。	無
金利収益	計算基礎	金利収益は通常、実効金利を資産の帳簿価額総額に適用することにより計算するが、減損の客観的証拠がある場合には、実効金利を資産の正味の帳簿価額(償却原価)に適用することにより計算する。	無
	計算基礎の変更についての要件	報告日現在で減損の客観的証拠がある金融資産については、金利収益の計算を金融資産の純額ベースに変更する。	無
	計算の対称性	金利収益の計算は、対称的とする(すなわち、減損の客観的証拠が存在しなくなった場合には、金利収益の計算を総額ベースに戻す)。	無
表示	表示規定	■ 利息収益及び減損損失(戻入れも含む)を純損益及びその他の包括利益計算書上別個の表示科目で表示する。 ■ 強制的にFVOCIで測定される資産の減損損失累計額の金額を財政状態計算書で表示しない。ただし、損失引当金の金額を開示する。	無
開示目的	開示目的	開示で提供される情報により財務諸表利用者が以下の事項を理解できるようにすることを強調することによって、開示目的を拡大させる。 ■ 企業が信用リスクを管理する方法 ■ 予想信用損失を見積るために使用した方法、仮定及び情報 ■ 企業の信用リスク特性(すなわち、信用リスクの著しい集中を含む金融商品に固有の信用リスク) ■ 当期中の予想信用損失の見積りの変更、及びその変更の理由	有 開示目的を発展させる。
定性的開示	定性的開示	■ 以下の事項を説明する規定を追加する。 - 金融商品の条件変更に関する企業の方針 - マクロ経済情報を見積りに織り込んだ方法 ■ 選択した割引率に関する情報を開示するという規定を削除する。	有 定性的開示の規定を変更する。

論点		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
定量的開示	調整表	すべての金融資産について、損失引当金の変動に係る主な要因に焦点を当てたグロスの帳簿価額の調整表を要求するよう、開示規定を修正する。	有 グロスの帳簿価額に関する定量的開示の規定を、簡素化する。
	条件変更	- 信用損失引当金の測定が残存期間にわたる予想信用損失から12ヶ月の予想信用損失に変更された条件変更金融資産のグロスの帳簿価額の開示を「その変更が行われた期間でのみ」要求する。 - 信用リスクが条件変更後に著しく増加し、その結果、損失引当金の測定が残存期間にわたる予想信用損失に戻ることになる金融資産の悪化率(すなわち、パーセント)を参照することによって、開示規定を明確にする。	有 最終基準書では、どのような場合に条件変更資産のグロスの帳簿価額の開示が要求されるかについて明確化する。また、悪化率を参照することによる明確化も行う。
	担保及び信用リスクの低減	以下の事項を明確にする。 - 担保及びその他の信用補完がすべての金融商品に係る予想信用損失の測定にどのように織り込まれているのかについての定性的情報が開示されること - 担保及びその他の信用補完が予想信用損失引当金(または引当金繰入額)に影響を与える程度に関する定量的情報において、担保の公正価値に関する情報は要求されていないこと - 特定の状況においてのみ、担保により予想信用損失がゼロとなっている金融資産のグロスの帳簿価額を開示することを企業に要求すること	有 最終基準書では、担保及びその他の信用補完についての開示の範囲を明確化する。
その他の開示	直接減額	最終基準書において、「名目金額」という用語の意味及び以下の事項を明確化する。 - 回収活動が行われている資産の名目金額を開示するという規定は当期中に直接減額した金融資産のみに適用する。 - 過去に直接減額したものの現在も回収活動が行われている金融資産には記述による開示が要求される。	有 「名目金額」という用語の意味を明確にし、名目金額の開示を当期中に直接減額した金融資産のみに要求する。
	信用リスクの内訳	信用リスクの内訳に関する開示規定を修正し、信用リスクの著しい増加を評価するのに延滞情報が利用可能な唯一の借手固有の情報である場合に、金融資産の年齢分析の使用を認めることとする。 信用リスク格付けの数の下限を3つとする規定を削除し、その代わりに、信用リスクの内訳を内部信用リスク管理方法に合わせるという規定を設ける。	有 信用リスクの内訳に関する開示を、リスク管理の実務により近づける。

論点		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
その他の開示(続き)	損失引当金に対する重要な影響	特定のポートフォリオまたは特定の地域により生じた損失引当金に対する重要な影響についての情報の開示を定性的開示に組み込む(減損に関する公開草案では、定量的開示についても要求されていた)。	有 減損に関する公開草案では、特定のポートフォリオまたは特定の地域により生じた損失引当金に対する重要な影響について、定量的分析と定性的分析を別個に開示することが要求されていた。
	個別に評価した金融資産の金額	以下の定量的開示の規定を削除する。 ■ 金融資産のグロスの帳簿価額 ■ 個別に評価し、残存期間にわたる予想信用損失を認識する要件を満たすローン・コミットメント及び金融保証契約に係る引当金として認識した金額	有 個別に評価した金融資産の金額に関する定量的開示の規定を削除する。
移行措置	遡及適用	最終的な規定は、IAS第8号に従って遡及適用する。	無
	低い信用リスクに関する例外規定	規定を遡及適用する場合、企業は、信用リスクが著しく増加していない金融商品を識別するための低い信用リスクに関する例外規定を適用できる。	無
	信用リスクの見積り	企業は、過度のコストまたは労力をかけずに入手可能な最善の情報を使用して、当初認識時の信用リスクを見積ることができる。	有 最終基準書では、当初認識時の信用リスクの見積りが認められる。
	金融商品の当初認識時の信用リスクの算定または見積りを行うことができない場合	企業が過度のコストまたは労力をかけずに金融資産の当初認識時の信用リスクの見積りを行うことができない場合には、その金融商品の認識が中止されるまでの間の各報告日における信用の質に基づいて損失引当金を測定する。	有 企業が金融商品の当初認識時の信用リスクを見積ることができない場合には、その金融商品の認識が中止されるまでの間の各報告日における信用の質に基づいて損失引当金を測定する。

論点		IASBの暫定合意	減損に関する公開草案への変更の有無
移行措置(続き)	適用ガイダンスまたは設例	最終基準書において、企業が以下を利用している場合に、信用リスクの著しい増加があるどうかを評価する方法を説明した適用ガイダンスや設例を提供する。 ■ 企業が延滞日数によって信用リスクの増加を識別している場合における30日超の期日経過に関する反証可能な推定規定 ■ 移行日現在の信用リスクと当初認識時の信用リスクの上限の(商品の種類別及び(または)地域別)比較	有 最終基準書には、適用ガイダンスや設例が含まれる。
	初度適用	最終基準書の移行措置は、IFRSの初度適用企業にも適用される。	有 減損に関する公開草案には、初度適用企業のための同様の移行措置は含まれていなかった。
その他	強制適用日の延期	2015年1月1日という以前の強制適用日は、IFRS第9号(2013年版)によって延期された。新たな強制適用日は、減損に関する規定並びに分類及び測定に関する規定が最終化された時点で決定される。	該当なし

プロジェクト完了までのマイルストーン及びスケジュール



出典: IASB作業計画 - 2014年1月27日時点で想定している目標

* IFRS第9号(2013年版)は、従来2015年1月1日としていたIFRS第9号の強制適用日の規定を削除した。2013年11月のIASBの会議において、IASBは、IFRS第9号の強制適用日を2017年1月1日より前とすることはないが、最終的な適用日は、IFRS第9号の分類及び測定の章並びに減損の章が最終化された時点で決定することで暫定的に合意した。

KPMGの出版物は、作業計画にある金融商品プロジェクトを様々な段階で検討し、また、関連性がある場合にIAS第39号との比較を提供しています。

KPMGの出版物

- ① IFRS最新基準書の初見分析: IFRS第9号「金融商品」(2009年12月)
 - ・ IFRS第9号に関するKPMGの最新の包括的な見解は、Insights into IFRS: 7A章「金融商品: IFRS第9号」を参照してください。
- ② IFRS最新基準書の初見分析: IFRS第9号「金融商品」への追加規定(2010年12月)
 - ・ IFRS第9号に関するKPMGの最新の包括的な見解は、Insights into IFRS: 7A章「金融商品: IFRS第9号」を参照してください。
- ③ IFRS IN THE HEADLINES: IFRS第9号「金融商品」の改訂—IFRS第9号の強制適用日を2015年1月1日に延期(2011年12月)
- ④ IFRS最新提案の解説: 金融商品: 償却原価及び減損(公開草案 ED/2009/12)(2009年11月)
- ⑤ IFRS最新提案の解説: オープン・ポートフォリオで管理される金融資産の減損(2011年2月)
- ⑥ IFRS最新提案の解説: ヘッジ会計(公開草案 ED/2010/13)(2011年1月)
- ⑦ IFRS最新基準書の初見分析: 金融資産と金融負債の相殺(2012年2月)
- ⑧ IFRS最新提案の解説: ヘッジ会計(2012年9月)
- ⑨ IFRS最新提案の解説: 分類及び測定—IFRS第9号「分類及び測定」の限定的な改訂案(2012年12月)
- ⑩ IFRS最新提案の解説: 金融商品—予想信用損失(2013年3月)
- ⑪ IFRS IN THE HEADLINES: ヘッジ会計の一般規定—IFRS第9号の改訂(2013年11月)

金融商品プロジェクトに関する詳細な情報は、[KPMGのウェブサイト](#)を参照してください。

[IASBのウェブサイト](#)及び[FASBのウェブサイト](#)には、両ボードの会議、会議配布資料、プロジェクトの要旨及びステータス・アップデートが掲載されています。

Americas

Michael Hall

T: +1 212 872 5665

E: mhall@kpmg.com

Tracy Benard

T: +1 212 872 6073

E: tbenard@kpmg.com

Asia-Pacific

Reinhard Klemmer

T: +65 6213 2333

E: rklemmer2@kpmg.com.sg

黒川 義浩

T: +81 3 3548 5555 x.6595

E: yoshihiro.kurokawa@jp.kpmg.com

Europe, Middle East, and Africa

Colin Martin

T: +44 20 7311 5184

E: colin.martin@kpmg.co.uk

Venkataramanan Vishwanath

T: +91 22 3090 1944

E: vv@kpmg.com

【謝辞】

本ニュースレターの主な執筆者であるVarghese Anthony、Tal Davidson、堀 洋彰、Robert Sledge及びArevhat Tsaturyanの努力に謝意を表します。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ファイナンシャルサービス本部

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2014年1月に発行した「IFRS-Financial Instruments Newsletter Issue 19」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS金融商品ニュースレター(IFRS – Financial Instruments Newsletter)は、KPMGが提供する、IASBの金融商品プロジェクトに関する最新情報です。

当該ニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。